

政令指定病虫害等防除事業標準仕様書

(樹幹注入 (ナラ))

(趣 旨)

第1 この仕様書は、政令指定病虫害等防除事業 樹幹注入 (ナラ) 業務実施の際の一般的な仕様書であり、特別な指示のない限りすべてこの仕様書により作業を実施しなければならない。

(事前協議)

第2 事業実施にあたっては、受託者はあらかじめ監督員の指示を受け事業実行の具体的な方法について十分協議し、事業を遂行しなければならない。

(樹幹注入)

第3 業務実施にあたっては、次のことに基づき施工しなければならない。

- (1) 薬剤の使用本(ボトル)数は、調査表等により確認し、誤りの無いようにすること。
- (2) 注入作業は、原則として晴天日で気温の高い時間帯に行うこと。
- (3) 樹脂流出に異常があったり、葉が変色しているナラ類等を確認したときは、注入を中止するとともに速やかに監督員と協議すること。
- (4) 作業に当たっては手袋をするなど、注入液が身体に付着しないようにするとともに、容器が破損しないように取扱いには十分注意すること。
- (5) ドリルで削孔するときは、特に細心の注意をはらい過度な削孔は行わないこと。
- (6) 現場では、作業員以外の者が誤って薬剤に触れることのないよう細心の注意を払うとともに危険防止に必要な処置を講ずること。
- (7) 薬剤注入後は、注入孔に雨水・雑菌等が入らないように必ずペースト状の殺菌癒合剤を十分注入し、被覆塗布剤で塞ぐこと。
- (8) 写真管理は、対象樹木1本毎に薬剤本数が確認出来るように撮影すること。
また、監督員立会写真に関しては、事前に監督員と日時等について協議することとする。

(その他)

第4 上記のほか、必要な事項については監督員の指示を受けること。

カシノナガキクイムシ防除特記仕様書(微量注入用)

1 殺菌剤の樹幹注入によるカシノナガキクイムシ防除

※健全な立木の樹幹に殺菌剤を樹幹注入処理する。

- (1) 薬剤注入孔は、地上高20～30cm程度の位置の木の外周に、等間隔となるように配置する(図1参照)。この際、腐朽部分には配置しないよう注意すること。
- (2) 立木1本当たりの薬剤注入孔数は「使用薬液量/0.5」とする。
- (3) 動力ドリルを使用し、(1)の位置に、概ね45度下方へ直径5mm程度、深さ40mm程度の薬剤注入孔をつくる。
- (4) 微量注入器の注入用針を注入孔底付近まで挿入し、注入グリップをゆっくり握り、薬剤を注入する。
※注入後、薬剤注入グリップを握ったままノズルを引き抜き、微量注入器を水平にしてからグリップを緩めること。

図1 樹幹 [地上高0.20m～0.30m]
●: 薬剤注入孔

